

## てんかん診療での「精神科専門療法加算（精神療法）」のお知らせ

2018/12/17

2018年度より、診療報酬の改訂により、てんかんは保険診療における「精神科専門療法（精神療法）」の対象となりました（外来および入院）。このことによって、てんかんは精神的な併存症の有無に関わらず「てんかん」という診断名のみで精神科専門療法の加算が可能となります。（診療報酬コード：I001、I002 など）

てんかん医療におけるより細やかな包括的対応を目指すうえでとても大きな意味がありますが、精神療法の実施、診療報酬の算定についてはいくつかの条件（精神科の標榜、精神科医による実施等）があります。よって、実際の運用に際しての詳細は各医療機関の状況に応じて異なります。詳細については厚労省のホームページや精神科関係の諸団体のホームページ等の該当項目を参照下さい。この改訂がてんかん医療の展開に有意義なものとなるように、適切に実施いただくようお知らせいたします。